

日本工業大学工学部機械工学科実践機械工学プログラム

単位認定規程

(趣 旨)

第1条 本内規は、日本工業大学生の実践機械工学プログラムへ編入した学外、他学科、他コースの学生が編入前に取得した単位、あるいは、同プログラムに所属する学生が、他の高等教育機関等で取得した単位の認定に関する基準を定める。

2. 本内規に定めない事項については、日本工業大学学則等の諸規程に準拠する。

(編入生が編入前に取得した単位の認定基準)

第2条 機械工学科 実践機械工学プログラムでは、編入生が編入前に取得した単位については、当該科目のシラバスを精査し、本学のもと同等と認められる場合に、同プログラムの単位として認定する。この場合、以下に示す項目を満たす必要がある。

(a) 14週の講義、実験、実習が行われていること(1週分の授業時間は、100分として23.5時間に相当する)。

(b) 学習・教育目標や学習・教育到達目標がシラバスに掲げられ、それに沿って講義が行われていること。

(c) 評価方法と評価基準がシラバスに掲げられ、その内容に沿って評価が行われていること。

第3条 第2条に記載された方法だけでは判断が難しいと認められた場合に、口頭試問または筆記試験を実施し、その結果に基づき、単位認定を行う。

(他の高等教育機関で取得した単位の認定基準)

第4条 第2条および第3条に準じて、単位認定を行う。

(補 則)

1. 本内規は平成 21 年 12 月 3 日に定め、平成 22 年 4 月 1 日より発効する。
2. 本内規はプログラム会議の議を経て改定することができる。
3. この内規は平成 26 年 4 月 1 日より改訂施行する。
4. 本内規の一部変更（第 2 条(d)削除）は、教室会議の承認のあった日から施行し、平成 26 年 9 月 22 日から適用する。

以上